

業界団体・商工団体・商店街団体等の皆様からの
市内に店舗・事業所がある中小事業者

補助金申請受付開始しました!

団体向け
補助金

感染予防セミナー実施事業

感染予防対策を学ぶセミナー
開催費用等への補助金

補助率:10/10 上限:50万円

主な対象経費

- ・セミナー講師謝金、会場使用料
- ・予防実践活動用のポスター、ステッカー、のぼり旗の作成費 など



団体向け
補助金

テイクアウト・デリバリー推進事業

新たにテイクアウトやデリバリーを
始める団体への補助金

補助率:10/10 上限:100万円

主な対象経費

- テイクアウトのためのWEB構築費、販促物印刷費、
宅配代行サービスへの初期登録費 など



団体向け
補助金

消費喚起・販売促進事業

団体による商品券やクーポン券の発行、
割引キャンペーン等の販促事業への
補助金

補助率:10/10 上限:100万円

主な対象経費

- 発行する商品券やPRポスター等の印刷費、広告費など



中小企業・
個人向け
補助金

店舗・事業所感染予防対策事業

感染予防のための
店舗改修費等への補助金

補助率:4/5 上限:20万円

主な対象経費

- 飛沫感染防止フィルム、間仕切り等の設置費、換気扇
の増設費、レイアウト変更に係る店舗改修費 など

中小企業・
個人向け
補助金

テイクアウト・デリバリー対応事業

テイクアウト・デリバリーの開始・
拡大に係る費用への補助金

補助率:4/5 上限:20万円

主な対象経費

- テイクアウト用カウンター設置等の店舗改修費、デ
リバリー用の車両(自転車・バイク)の購入費 など

詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください

〈with コロナ 事業者応援プロジェクト〉 新型コロナウイルス対策事業者等支援事業補助金

概要

市民や観光客のみなさんが安心して店舗・事業所に訪れることができるよう、新型コロナウイルス感染予防対策の取り組みに係る経費や、市内経済の活性化のために実施する消費喚起等の取り組みに係る経費などについて、補助を行います。
 なお、各種団体(事業者グループ)を対象とした補助と個別事業者を対象とした補助をそれぞれ用意しました。

団体向け補助

事業名	感染予防セミナー実施事業	テイクアウト・デリバリー推進事業	消費喚起・販売促進事業
対象団体	●業界団体 ●商工団体、商店街団体	●商工団体、商店街団体 ●業界団体 ●5以上の飲食店により構成される実行委員会等の団体	●商工団体、商店街団体 ●業界団体 ●10以上の店舗、事業所等により構成される実行委員会等の団体
対象事業	●感染症の専門家等を講師とし、店舗、事業所等の営業の状況に応じて、団体の加盟店舗が新型コロナウイルス感染症に係る感染予防策を学ぶためのセミナー、講演会等を開催する事業 ●上記セミナー、講演会等の内容に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る感染予防策の実施に係るポスター、ステッカー、のぼり旗等の作成等をし、それぞれの店舗、事業所等に掲出する事業	●団体の飲食店がグループとなり、新たに又は既存の規模等を拡大してテイクアウト、又はデリバリーを実施する事業 ●団体の飲食店と市内の配達に係る事業者とが共同で、新たに又は既存の規模等を拡大してデリバリーを実施する事業	●団体による商品券やクーポン券等の発行 ●参加店舗が一体となって実施する割引キャンペーン ●参加店舗の利用者を対象とした福引抽選会 など
主な対象経費	●セミナーを開催するための、講師謝金や会場利用料等(Webセミナーも含む) ●ポスター、ステッカー、のぼり旗等の作成(印刷)費用 など	●テイクアウトが可能な飲食店を掲載したWEBサイト構築費用 ●共同取組のための施設等リース費用 ●取組を周知するための印刷物等製作費用 ●宅配代行サービスに係る初期登録費用 など	●発行する商品券やクーポン券等の印刷費用 ●実施事業のPRに使うポスター等の印刷費用 ●実施事業を広く周知するための広告料 など
補助率	10/10	10/10	10/10
補助金額	上限50万円 ※ただし複数団体が共同で実施する場合は、上限100万円	上限100万円 ※ただし複数団体が共同で実施する場合は、上限200万円	上限100万円 ※ただし複数団体が共同で実施する場合は、上限200万円

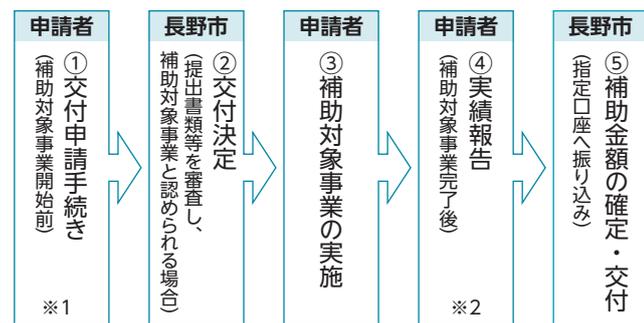
個別事業者向け補助

事業名	店舗・事業所感染予防対策事業	テイクアウト・デリバリー対応事業
対象団体	●市内に店舗・事業所が存在する中小企業者 ●不特定多数の者に対して、物品の販売やサービスの提供を行う店舗・事業所 ●顧客と従業員、もしくは顧客同士の感染予防対策を実施する店舗・事業所	●市内で飲食店を営んでいる中小企業者
対象事業	●飛沫感染を防ぐ取り組み ●店舗・事業所等の換気機能を向上させる取り組み ●密接な状況を回避するための取り組み	●新たに又は既存の規模等を拡大してテイクアウト又はデリバリーを実施する事業 ●飲食店と市内の配達に係る事業者とが共同で新たに又は既存の規模等を拡大してデリバリーを実施する事業
主な対象経費	●フィルム、間仕切り、カーテン等の設置費用 ●換気扇の増設、窓や網戸の設置費用 ●ソーシャルディスタンスサインの導入や座席間引き等のレイアウト変更に係る改修費用 など	●テイクアウト用のカウンターなどを設置する費用 ●デリバリー用の専用自転車・バイク購入・リース費用 ●取組を周知するための印刷物等製作費用 ●宅配代行サービスに係る初期登録費用 など
補助率	4/5	4/5
補助金額	上限20万円	上限20万円

共通要件

- 補助対象事業に係る店舗・事業所において新型コロナウイルス感染症に係る感染防止策を実施し、市が作成したポスターを掲示してください。
- 4月1日以降で交付決定の前に行われた対象事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができます。(適及適用)
- 補助対象事業の経費について、他の補助金・支援金(小規模事業者持続化補助金[国]、飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金[県]、宿泊施設魅力向上事業補助金[市]など)と重複して申請はできません。
- 補助対象事業に係る店舗・事業所の代表者、役員等が暴力団員または暴力団関係者でないこと。
- 長野市税の滞納がないこと(個別事業者向けの補助の場合)。
- 補助対象事業に係る店舗・事業所等で風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていないこと(テイクアウト・デリバリー推進事業、消費喚起・販売促進事業及びテイクアウト・デリバリー対応事業の場合に限る。)
- 補助対象事業により取得した備品等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分については制限があります。
- 補助金の申請は各事業それぞれ1事業者1回までとします。ただし、店舗・事業所感染予防対策事業については1店舗1回までとします。

申請フロー



申請期間

交付申請書の提出期限は**令和2年12月28日(月)必着**とします。
 また、令和3年3月31日(水)までに完了した事業について、補助金を交付します。

申請書の取得

長野市ホームページより申請書を取得

または

ながの電子申請サービスにて申請書を請求後、長野市から申請書を送付

提出書類

	交付申請 ※1	実績報告 ※2
	<p>感染予防セミナー実施事業 テイクアウト・デリバリー推進事業 消費喚起・販売促進事業</p> <p>●交付申請書 ●事業計画書 ●収支予算書 ●誓約書 ●団体の定款、規約その他これらに類するもの ●団体の構成員の名簿 ●補助金入金先確認書 ●金融機関の口座を確認できる書類</p>	<p>店舗・事業所感染予防対策事業 テイクアウト・デリバリー対応事業</p> <p>●実績報告書 ●事業実施報告書 ●収支決算書 ●事業を実施したことが確認できる写真 ●事業で作成した広告物、印刷物等(広告物、印刷物等を作成した場合に限る。) ●事業に係る契約書の写し(契約を締結した場合に限る。) ●事業に係る領収書又は支出を証する書類及びその明細が確認できる書類の写し ●補助金交付請求書</p>
	<p>●交付申請書 ●事業計画書 ●収支予算書 ●誓約書 ●法人の場合は登記事項証明書の写し、個人事業主の場合は本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)の写し ●補助金入金先確認書 ●金融機関の口座を確認できる書類</p>	

詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください

長野市 商工観光部 商工労働課 新型コロナ補助金担当
 TEL:026-224-5149 FAX:026-224-5078 Email:skr@city.nagano.lg.jp